

## 千葉県建設局業務委託等最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県建設局が発注する業務委託等（以下「業務」という。）の入札の執行につき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定める。

(対象)

第2条 この要領の対象となる業務は、千葉県建設局が発注する業務のうち、次の各号に掲げるものを除く全ての競争入札により実施する業務委託の請負の契約とする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となるもの
- (2) 総合評価落札方式の対象となるもの

(公表)

第3条 最低制限価格は、入札終了後、入札に係る結果と併せて公表するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、対象とする業務の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、修繕業務においては、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、修繕業務以外の業務においては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

(1) 修繕業務

ア 直接工事費	10分の9.7
イ 共通仮設費	10分の9
ウ 現場管理費	10分の9
エ 一般管理費	10分の6.8

(2) 測量業務

ア 直接測量費	10分の10
イ 測量調査費	10分の10
ウ 諸経費	10分の4.8

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（積算基準「調査計画編」によるもの）

- ア 直接原価 10分の10
  - イ その他原価 10分の9
  - ウ 一般管理費等 10分の4.8
- (4) 土木関係建設コンサルタント業務（積算基準「調査計画編」以外の基準によるもの）
- ア 直接業務費 10分の10
  - イ 技術経費 10分の6
  - ウ 諸経費 10分の6
- (5) 地質調査業務
- ア 直接調査費 10分の10
  - イ 間接調査費 10分の9
  - ウ 解析等調査業務費 10分の8
  - エ 諸経費 10分の4.8
- (6) 補償積算業務
- ア 直接原価 10分の10
  - イ その他原価 10分の9
  - ウ 一般管理費等 10分の4.5
- (7) その他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）
- ア 直接業務費等 10分の10
  - イ 諸経費 10分の4.8
- (8) その他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの）
- ア 予定価格 3分の2
- 2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第3条第2項に規定する者をいう。）は、対象とする業務の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の9.2の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 修繕業務

算定項目	費目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費、機器管理費
一般管理費	一般管理費

2 測量業務

算定項目	費目
直接測量費	直接測量費
測量調査費	測量調査費
諸経費	諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計）

3 土木関係建設コンサルタント業務（積算基準「調査計画編」によるもの）

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

4 土木関係建設コンサルタント業務（積算基準「調査計画編」以外の基準によるもの）

算定項目	費目
直接業務費	直接業務費（直接人件費と直接経費の合計）
技術経費	技術経費
諸経費	諸経費

5 地質調査業務

算定項目	費目
直接調査費	直接調査費
間接調査費	間接調査費
解析等調査業務費	解析等調査業務費、コンサルティング業務費、地質分析業務費
諸経費	諸経費

6 補償積算業務

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

7 その他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの）

(1) 草刈業務委託、清掃業務委託、下水道施設調査業務委託、汚水柵設置等工事委託

算定項目	費目
直接業務費等	直接工事費、共通仮設費
諸経費	現場管理費、一般管理費

(2) 交通量調査業務委託

算定項目	費目
直接業務費等	直接測量費
諸経費	諸経費